

## 令和3年度 介護職員初任者研修実施要綱

### 1. 目的

介護職員初任者研修は、介護に携わる者が業務を遂行する上で必要な知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身に着け、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とする。

### 2. 実施主体

社会福祉法人 魚津市社会福祉協議会

### 3. 研修期間

令和3年10月3日（日）～令和4年1月30日（日）（閉講式を含む）

### 4. 研修内容及び期日

①本研修は、厚生労働省「介護員養成研修実施要綱」に基づく所定の科目〔介護職員初任者研修：130時間（内40.5時間は通信学習）〕のカリキュラムを実施するものとする。

②本研修のカリキュラムについては別紙のとおりとする。

### 5. 会場

魚津市社会福祉協議会事務所 第一会議室  
魚津市身体障害者デイサービスセンター

### 6. 受講対象者

原則として魚津市に在住、魚津市で活動を希望する人で、全研修日程を受講できる人

### 7. 募集定員

介護職員初任者研修 15名

### 8. 受講料及び支払方法

介護職員初任者研修：25,000円（テキスト代含む）

受講料については、開講日までに魚津市社会福祉協議会に持参するものとする。

### 9. 受講申し込み及び返金の有無

受講申込書を9月1日（水）から9月22日（水）までに魚津市社会福祉協議会に持参するものとする。申し込みを取りやめる場合は、申込締切日までに電話にて連絡する

こととする。それ以降の取りやめについては、テキスト代 6,160 円を申し受ける。

受講料納付後、開講前の取消しについてはテキスト代を除いた金額を返還する。開講後、受講者の自己都合により受講を取りやめる場合、返還は行わない。

なお、受講申込者は、公的証明書の原本（運転免許証、健康保険証、学生証等）の提示を行わなければならない。

10. 受講決定通知。

令和 3 年 9 月 27 日（月）付の書面で受講資格の可否を通知する。

11. 研修科目の免除

科目の免除は行わないものとする。

12. 修了認定及び修了証明書等の交付について

「こころとからだのしくみと生活支援技術」に関する科目において、評価担当（講師）が介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を行い、評価する。130 時間のカリキュラム後に 1 時間程度筆記試験を実施する。筆記試験の合否判定基準は、100 点満点評価中、7 割以上を合格とする。不合格の者については、1 回を限度に再試験を受けることができる。

また、通信形式での自宅学習課題は、提出期限までに提出することとする。合格点（7 割以上）に達しない場合は合格点に達するまで、再提出を求める。

13. 欠席の取り扱いについて

理由の如何に関わらず、遅刻した場合は欠席となる。また、1 科目でも欠席がある場合、修了を認めることができない。

14. 補講について

原則として欠席は認めない。ただし、やむを得ない場合に限り補講を認める。この場合、補講に係る費用は 1 時間につき 5,000 円とする。

15. 受講の取り消しについて

魚津市社会福祉協議会は、次の各号に 1 つでも該当する受講者の受講を取り消させることができる。なお、受講を取り消した場合であっても、当該受講者へは受講料等の返還は行わない。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱す等、受講生としての本分に反した者
- (3) 理由なく無断欠席した者